

## 認定歯科衛生士を目指しませんか？

日本歯周病学会の認定歯科衛生士制度は平成17年に発足し、平成22年6月30日までに738名の認定歯科衛生士が誕生致しました。また同時期、52名の方がその資格を更新されています。

本邦では成人の約8割が歯周病に罹患している実態があり、未だに歯周病の予防と治療が広く国民に実施されているとは言い難い状況です。したがって本学会は、歯周病への対応を的確かつ効率的に実施し、長期間にわたり国民の健康管理に貢献することが出来る有能な歯科衛生士を認定して行くことを、大切な仕事としています。

本学会会員で歯科衛生士の資格のある方は、是非ともこの小冊子をお読みのうえ申請して頂き、認定試験合格後は多方面でご活躍されることを、心より願っております。

歯周病で苦しむ多くの人たちを、認定歯科衛生士として救う未来を、あなたも目指してみませんか？

(日本歯周病学会 歯科衛生士関連委員会 委員長)



発行：特定非営利活動法人 日本歯周病学会

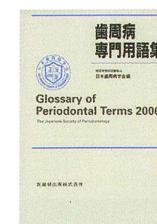
日本歯周病学会編／医歯薬出版



歯周病の診断と治療の  
指針 2007



歯周病の検査・診断・  
治療計画の指針 2008



歯周病専門用語集



歯周病患者における  
インプラント治療の指針

### 歯科衛生士のための 歯周治療ガイドブック

—キャリアアップ・認定資格取得をめざして—



特定非営利活動法人  
日本歯周病学会 編

定価 6,090 円  
医歯薬出版(株)発行

- 歯科衛生士に必要な歯周治療の知識と技術を完全ガイド
- ワンランク上のスペシャリストを志すハイジニスト必読の一冊

### ○認定歯科衛生士申請送付先 ○

「日本歯周病学会認定歯科衛生士」係

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 (財)口腔保健協会内  
TEL:03-3947-8891 FAX:03-3947-8341

申請書類はこちらから：<http://www.perio.jp/>

特定非営利活動法人  
日本歯周病学会

## 認定歯科衛生士のすすめ

日本歯周病学会  
認定歯科衛生士申請について

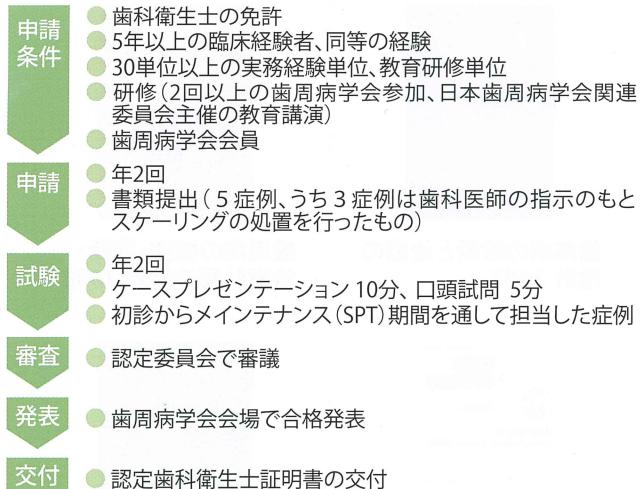


日本歯周病学会 歯科衛生士関連委員会

## ■申請資格(日本歯周病学会認定歯科衛生士制度施行細則)

第1条	日本歯周病学会認定歯科衛生士制度規則(以下「規則」)の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
第2条	前規則第6条に規定する小委員会の目的、業務及び委員定数は歯科衛生士関連委員会(以下「委員会」という)で決定する。
第3条	規則第7条における認定歯科衛生士申請時の実務経験単位と教育研修単位の合計を30単位以上とし、附表1の各号に施設ごと研修1年について付与される単位数を提示する。 2. 申請時までに最低2回以上、日本歯周病学会学術大会に出席しなければならない。但し、そのうち1回は、日本歯周病学会歯科衛生士教育講演(歯科衛生士関連委員会主催または共催)の出席でも可とする。 3. 6ヶ月以上1年未満の実務経験は、所定の単位の2分の1として算定する。 4. 毎週1、2日の実務経験は、所定の単位の2分の1として算定する。
第4条	規則第14条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡り申請することができる。 2. 止むを得ない理由が無く、未更新による認定歯科衛生士格喪失者が再び認定歯科衛生士を申請するときは、手数料を添え未更新の理由及び申請のための必要書類を提出し、以下のいずれかの審査を受けなければならない。 (1) 認定歯科衛生士試験(1症例を発表し口頭試問) (2) 症例報告書(5症例)
第5条	規則第13条第2項に定める生涯研修単位基準とは、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の生涯研修単位は5年間で50単位以上とする。但しそのうち研修会出席単位30単位を必要とする。
第6条	認定歯科衛生士の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と日本歯周病学会認定歯科衛生士生涯研修記録簿を委員会に提出しなければならない。 2. 認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
第7条	この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。 1. 認定申請料1万円 1. 登録料2万円 1. 更新手数料1万円
第8条	この細則の変更は委員会の議を経て、理事会での承認を必要とする。

## 新規申請の手順



## 新規申請に必要な単位

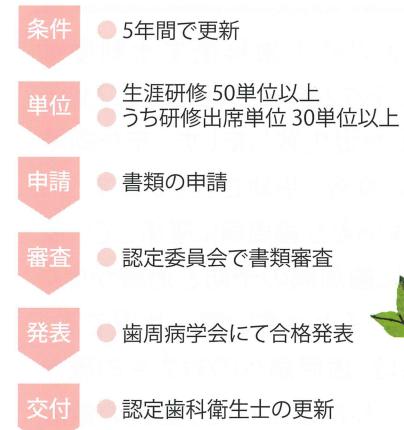
(附表1)

### 1年間の実務経験によって得られる実務経験単位と 教育研修単位(認定歯科衛生士申請時)

1	(1) 歯科大学(学部)付属病院の歯周病科、歯科保存科等	10
	(2) 医科大学(学部)付属病院の歯科口腔外科、歯科等 (イ) 専門医がいる場合	10
	(ロ) 専門医がない場合	3
	(3) 総合病院の歯科口腔外科、歯科等 (イ) 専門医がいる場合	10
	(ロ) 専門医がない場合	3
	(4) 公立または個人の歯科診療所 (イ) 専門医がいる場合	10
	(ロ) 専門医がない場合	3
2	日本歯周病学会学術大会、日本歯周病学会歯科衛生士教育講演、日本歯周病学会臨床研修会の参加者及び演者・発表者が得られる教育研修単位 (イ) 参加者	8
	(ロ) 演者・発表者	10
3	日本歯科衛生学会学術大会の参加者及び発表者が得られる教育研修単位 (イ) 参加者	3
	(ロ) 発表者	5

\*学術大会、研修会等に出席したことを示すネームカード等のコピーが必要

## 更新申請の手順



## 更新時に必要な単位

(附表2)

### 生涯研修単位基準(更新時)

#### 1 研修会出席(1回出席あたりの単位、出席したことを証明する参加章等のコピーが必要)

- (1) 日本歯周病学会学術大会 ..... 10
  - (2) 日本歯周病学会臨床研修会 ..... 10
  - (3) 日本歯周病学会歯科衛生士教育講演 ..... 10
  - (4) 日本歯科衛生学会学術大会 ..... 3
  - (5) 日本歯科衛生士会生涯研修会 ..... 3
  - (6) 日本歯科医学会総会 ..... 3
  - (7) 日本歯科医学会各専門分科会 ..... 3
  - (8) 国際学会 \*歯周病及びその関連学会 ..... 5
  - (9) その他の歯周治療研修会 ..... 5
- \*大学機関、病院や同門会主催の研修会などで歯科衛生士関連委員会が事前に認めたもの。  
但し1年間5単位を上限とする。

#### 2 業績発表(発表したことを証明する学会・研修会プログラムや講義予定表などのコピーが必要)

- (1) 上記の1.1)から(9)での演者・発表者 \*発表1回あたりの単位 ..... 10
- (2) 上記学会会誌及びその他の学術雑誌への投稿論文  
筆頭者 \*論文1編あたりの単位 ..... 10
- (3) 1)、2)の共同発表者 ..... 5
- (4) 著書(歯周病学に関する著書1冊あたりの単位)  
1. 筆頭者 ..... 10  
2. 共同著者 ..... 5
- (5) 上記の1.1)から(9)以外の研修会などでの演者・発表者 ..... 5
- (6) 大学や歯科衛生士学校などの教育機関における特別講義 \*1回あたりの単位 ..... 5